

【会計・税制分野】

◆ 優 秀

「暗号資産が不正流出にあった場合の補償金に係る税務上の取扱い

—非課税所得該当性の考察—

岡本 康弘（浅間幸広税理士事務所）

損害賠償金は補償金や和解金など様々な名目で支払われ、その性質も多様である。そのため、その取扱いに関して課税庁と納税者の見解が対立することも少なくない。近年、暗号資産が急速に普及する中で、不正流出に伴う補償金の課税関係は明確に整理されておらず、納税者の救済や税制の公平性の観点から重要な課題となっている。国税庁は、暗号資産交換業者から金銭の補償を受けた場合には、暗号資産を売却したのと同様の経済実態を有することから、課税対象とする見解を示している。しかし、利用者にとっては、不法行為や突発的な事故による損害の補填と捉える余地もあり、非課税とすべきではないかという問題がある。

本論文では、コインチェック社の不正流出事件を題材に、暗号資産の性質、所得区分、補償の内容を整理し、その非課税所得該当性を検討するとともに、個人が受領する損害賠償金の課税・非課税の判断基準を考察した。

第1章では、所得税法9条1項18号及び所得税法施行令30条2号において、不法行為又は突発的な事故による積極的財産損害の損害賠償金は原則非課税とされる一方、必要経費を補填する部分や逸失利益に当たる部分は課税対象とされることを確認した。

第2章では、国税庁のタックスアンサーを取り上げ、補償金の受領は暗号資産の売却と同様の経済的実態を有することから、課税対象とされている点を整理した。

第3章では、補償金の非課税所得該当性を検討した。その結果、取得費相当部分は必要経費の補填に該当し、値上がり益部分は逸失利益に該当するため、いずれも課税対象となり、非課税には該当しないと結論づけた。

第4章では、損害賠償金の課税・非課税を判断する基準は、「受け取った金銭が純資産を増加させるか否か」であることを確認した。

第5章では、暗号資産の所得区分について検討し、雑所得ではなく譲渡所得に該当する可能性を指摘した。譲渡所得に該当する場合には、特別控除や長期保有による軽減措置が適用され、被害者救済につながる可能性があると考えた。

以上から、本研究は、暗号資産不正流出に伴う補償金が、現行所得税法上、国税庁の見解と同様に課税対象となることを明らかにした。そのうえで、暗号資産の所得区分を再検討する必要性を提示した。従来、暗号資産の課税関係は国税庁の見解に頼っているところが大きかったが、本研究は所得税法9条1項18号及び所得税法施行令30条2号の体系的解釈を通じて、課税・非課税の判断基準を整理したものである。